

官報

号外 昭和二十三年二月五日

○第二回 参議院會議錄 第十一号

昭和二十三年二月四日(水曜日)午後二時五十一分開議

議事日程 第九号

昭和二十三年二月四日

午後一時開議

第一 國立國會圖書館法案(羽仁五郎君外五名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 國立國會圖書館建築委員会法案(羽仁五郎君外五名発議)

(委員会審査省略要求事件)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

昨三日議員から左の議案を提出した。

國立國會圖書館法案(羽仁五郎君外五名発議)

國立國會圖書館建築委員会法案(羽仁五郎君外五名発議)

同日羽仁五郎君外五名より左の議案につき委員会審査省略の要求書を提出した。

國立國會圖書館法案

國立國會圖書館建築委員会法案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員北條秀一君提出在外同胞の所持せる勸業債券及び生命保険に

関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出官廳労働組合に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出住宅建設についての質問に対する答弁書

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

國立國會圖書館法案(羽仁五郎君外五名発議)

國立國會圖書館建築委員会法案(羽仁五郎君外五名発議)

本日衆議院から左の議案を提出した。

依つて議長は、即日これを図書館運営委員会に付託した。

國立國會圖書館法案

國立國會圖書館建築委員会法案

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際お諮りして決定したいことがございます。治安及び地方制度委員長より、警察官の教育施設視察のため都内に吉川末次郎君、中井光次君、鈴木直人君、羽生三七君、村尾重雄君、奥主一郎君、大隅憲二君、黒川武雄君、岡田喜久治君、青山正一君、岡本愛祐君、岡元義人君、柏木康治君、阿竹齊次郎君及び濱田寅藏君を三月四日、五日の二日間の日程を以て派遣したいとの要求がござい

ました。これら十五名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。図書館運営委員長羽仁五郎君。

審査報告書

國立國會圖書館法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年二月四日

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせます。

〔青木参事朗読〕

本日委員長から左の報告書提出をした。

國立國會圖書館法案可決報告書

國立國會圖書館建築委員会法案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、國立國會圖書館法案、國立國會圖書館建築委員会法案(衆議院提出)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。図書館運営委員長羽仁五郎君。

審査報告書

國立國會圖書館法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年二月四日

圖書館運営委員長 羽仁 五郎

多数意見者署名

徳川 宗敬

小串 清一

金子 洋文

堀 眞琴

岩本 月洲

山田 佐一

小林 勝馬

要領書

一、委員会の決定の理由

さきに國會圖書館法が制定せられていたが、その規定は大体の輪廓にとどまつていて、不充分のところがあつたので、いまこれを廃止し、新たに國立國會圖書館法を制定し、國立國會圖書館の任務および構成につき明確詳細に規定し、國の唯一の立法機關としての國會の機能の發揮をたすけることを主要任務とし、あわせて、行政ならびに司法の各部門に対し、さらに、日本國民一般に対しても寄與する國立國會圖書館を実現しようとする本法案は、適切であると認める。

二、事件の利害得失

國會の立法活動に寄與し、國會の基礎となる資料を完備することにも、行政ならびに司法の各部門廣くは日本國民一般に從來日本に見ることのできなかつた圖書館としての奉仕を實行し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、既定の圖書館費に相当の増額を追加計上する予定である。

國立國會圖書館法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

國立國會圖書館法

國立國會圖書館は、眞理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により國立國會圖書館を設立し、この法律を國立國會圖書館法と称する。

第二條 國立國會圖書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、國會議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本國民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三條 國立國會圖書館は、中央の圖書館並びにこの法律に規定されている支部圖書館及び今後設立される支部圖書館を構成する。

第二章 館長

第四條 國立國會圖書館の館長は、一人とする。館長は、兩議院の議長が、兩議院の図書館運営委員会と協議の後、國會の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、兩議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

官報号外 昭和二十三年二月五日 参議院會議錄第十一号 議長の報告 會議 實地調査のため議員派遣の件 議長の報告 議事日程追加の件 國立國會圖書館法案

第五條 館長は、圖書館事務を統理し、所屬職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によつては事後に、兩議院の圖書館運営委員會の承認を経て圖書館管理上必要な諸規定を定める。

前項の規定は公示によつて施行される。

第六條 館長は、毎會計年度の始めに兩議院の議長に対し、前會計年度の圖書館の經營及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本國內で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第九條 國立國會圖書館の副館長は、一人とする。副館長は館長が兩議院の議長の承認を得て、これを任命する。副館長は、圖書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 國立國會圖書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、國會職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職務は、館長が、これを定める。

圖書館の職員は、國會議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位と兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部圖書館の職員となることは、これを妨げない。

第四章 圖書館運営委員會及び國立國會圖書館連絡調整委員會

第十一條 兩議院の圖書館運営委員會は、少くとも六箇月に一回以上これを開會し、圖書館の經過に関する館長の報告、圖書館の管理上館長の定める諸規程、圖書館の予算及びその他の事務につき審査する。

各議院の圖書館運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二條 國立國會圖書館に連絡調整委員會を設ける。この委員會は、四人の委員でこれを組織し、各議院の圖書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

館長は、委員會に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三條 連絡調整委員會は、兩議院の圖書館運営委員會に対し、國會並びに行政及び司法の各部門に対する國立國會圖書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章 圖書館の部局

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の單位を圖書館に設ける。

第六章 調査及び立法考査局

第十五條 館長は、國立國會圖書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、兩議員の委員會に懸案中の法案又は内閣から國會に送附せられた案件を、分析又は評價して、兩議院の委員會に進言し、補佐すること。必要に妥當な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、編纂、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、党派的、官條的偏見に拘われないこと。又、兩議院 委員會及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、兩議院、委員會及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員會又は議員の要求がある場合に限りて提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の發議又は督促をしてはならない。

四 兩議院、委員會及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六條 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党内に入していても加入してはならず、その職務を行うに適當な者につき、國會職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、兩議員の常任委員會の必要とする廣汎な関連分野に専門調査員を任命することが出来る。この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一般官吏と同等とする。

第十七條 行政及び司法の各部門に、圖書館奉仕の連繫をしなければならぬ。この目的のために館長は左の機能を有する。

一 行政及び司法の各部門の圖書館長を、これらの部門を各代表する連絡調整委員會の委員の推薦によつて任命する。但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならぬ。

第十八條 行政及び司法の各部門に、圖書館に使用するため、目録法、圖書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む圖書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の圖書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の圖書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十九條 行政及び司法の各部門の圖書館長は、当該各部門に充分な圖書館奉仕を提供しなければならぬ。当該各圖書館長は、その職員を、國會職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任命することが出来る。当該各圖書館長は、國立國會圖書館長の定める規程に従い、圖書及びその他の圖書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることが出来る。

第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての圖書館は、本章の規定による國立國會圖書館の支部圖書館となる。なお、現に圖書館を有しない各廳においては、一箇年以内に支部圖書館を設置するものとする。

第八章 その他の圖書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一條 國立國會圖書館の奉仕及び蒐集資料は、直接又は公立その他の圖書館を經由して、兩議院、委員會及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げ

在る圖書館の予算は当該各部門の予算の中に圖書館の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各代表する連絡調整委員會の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に流用又は減額することができない。

第二十二條 行政及び司法の各部門の圖書館長は、当該各部門の圖書館に充分な圖書館奉仕を提供しなければならぬ。当該各圖書館長は、その職員を、國會職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任命することが出来る。当該各圖書館長は、國立國會圖書館長の定める規程に従い、圖書及びその他の圖書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることが出来る。

第二十三條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての圖書館は、本章の規定による國立國會圖書館の支部圖書館となる。なお、現に圖書館を有しない各廳においては、一箇年以内に支部圖書館を設置するものとする。

第八章 その他の圖書館及び一般公衆に対する奉仕

ない限り、日本國民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を國立國會図書館建物内若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府縣の議會その他の地方議會、公務員又は図書館人を援助する。

三 國立國會図書館で印刷した目錄又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しよとする際には、館長の定める價格でこれを賣渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する綜合目錄、並びに全國の図書館資料資源の連繫ある使用を実現するために必要な他の目錄及び一覽表の作成のために、あらゆる方法を講ずる。

第二十二條 上野公園の國立國會図書館は、昭和二十四年四月一日までに、國立國會図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するより有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従つて運用される。

第九章 蒐集資料
第二十三條 館長は、國立國會図書館の蒐集資料として圖書及びその他の圖書館資料を、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。

館の蒐集資料として圖書及びその他の圖書館資料を、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。

行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が國立國會図書館においての使用には充て得ると認める圖書及びその他の圖書館資料を國會図書館に移管することができる。

館長は、國立國會図書館では必ずしも必要としない圖書及びその他の圖書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

第二十四條 國の諸機關により又は國の諸機關のため、圖書、小冊子、定期刊行物、地圖、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密取扱のもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國會図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを発行する場合に、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國會図書館に納入させるものとする。

第二十五條 前條の規定による以外の出版物については、その発行者

から一部を國立國會図書館に納本させて、その代償として定期に作成する全日本出版物の目錄で、当該出版物を登録した分を館長は、遅滞なく納本者に送付する。

第二十六條 館長は、國立國會図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。この場合には、兩議院の圖書館運営委員會の承認を得なければならない。

第二十七條 國立國會図書館に充當されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 國立國會図書館の予算は、館長がこれを調成し、兩議院の圖書館運営委員會に提出する。委員會はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、兩議院の議長に送付する。

附則
第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十條 昭和二十二年法律第八十四号國會図書館法は、これを廢止する。

第三十一條 この法律施行の日に、兩議院の圖書館は各々分離した圖書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立國會図書館に移管される。

第三十二條 國立國會図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内に、臨時にその職員を任命することができる。

その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命に更新せられないものとする。

審査報告書
國立國會図書館建築委員會法案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて、多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年二月四日
圖書館運営委員長 羽仁 五郎
參議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名
徳川 宗敏 岩本 月洲
金子 洋文 小林 勝馬
堀 眞琴 山田 佐一
小串 清一

要領書
一、委員會の決定の理由
國立國會図書館法制定に伴い、國立國會図書館の建築の準備を完全にするため、この委員會を設置する必要がある。

二、事件の利害得失
國立國會図書館の建築の計画につき、この委員會において予め充分に審議し計画しておくことは、建築の当面の順序および完成に元費をふせぎ大なる利益がある。

三、費用
この法律施行のために要する費用は未定であるが、余り多額を要しない見込である。

國立國會図書館建築委員會法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年二月四日
衆議院議長 松岡 均 啓
參議院議長 松平 恒雄殿

第一條 この法律により、國立國會図書館建築委員會を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には國立國會図書館の館長を充て、委員には各議院の圖書館運営委員長、建設院総裁及び兩議院の議長が任命する建築専門家を充てる。委員長及び委員(建築専門家を除く)は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員會に充當されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員會の職務は、國立國會図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、兩議院の議長を經由して國會に勧告することである。委員會は、少くとも半年以内毎に、兩議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員會は、國立國會図書館の建築が完了するまで存続する。建築が完了したときは、最後の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、國會の議決により、その必要と認められた金額を委員會の費用として充當されるものとする。

附則
第二十三條 館長は、國立國會図書館の蒐集資料として圖書及びその他の圖書館資料を、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。

○羽仁五郎君登壇、拍手

○羽仁五郎君 只今議題となりました國立國會圖書館法案並びに國立國會圖書館建築委員會法案につき、本院圖書館運営委員會の審議の経過及び結果について報告をいたします。

眞理は我らを自由にする。これがこの國立國會圖書館法案の全体を貫いておる根本精神であります。今日の我が國民の悲惨の現状は、從來の政治が眞理に基かないで虚偽に基いていたからであります。國民の安全と幸福とを守ることを期待されておりました先の日の議會が、その任務を果たすことができないで、遂に官僚、軍閥の前に屈してしまつたのは、立法の全極及びその立法の基礎となるべき調査資料を議會みずから全く持つていなかったからであります。新憲法により國會が國の最高唯一の立法機關として、國民の安全と幸福とを守つて行くために、從來のように官僚が立法し、軍閥がこれを命令するといふような状態を完全に脱却して、人民主権によつて選舉せられた國會の任務を果たして行くためには、その確かなる立法の基礎となる調査機關を完備しなければなりません。これまでの日本においては、議會は調査機關を備えず、行政各部が調査機關を備えておつたのであります。併し行政各部は事實上各部の専門に分れ、よい意味においては、悪い意味においては、セクショナリズムに陥り、総合的なことは甚だむずかしう、又政治を行うに急に於いて、やもすれば國民の現実を遊離して、ここに

いわゆる官僚主義の弊害を甚しくしたのであります。かくて軍部又は行政官僚の一部が、この國民の現実を遊離し且つ総合的見地を全く欠いた調査によつて國策を樹立し、現実的でもなければ、総合的でもない、即ち眞理によらない立法によつて、全國民を誤り導いた事實は、実に数多くあるものであります。今日我が國民を救ふべきあらゆる立法の前提として、國民の現実に即し、且つ総合的な調査をなすことが出来るのは、専ら人民主権によつて選舉せられた我が國會であるのみであります。我が國會は國民によつて選舉せられたものでありますから、常に國民の現実を忘れることができません。而して常に國民の生活の現実の見地から、総合的に考え、調査し、立法することが出来るのであります。これらの点に基いて國會圖書館の必要が痛感せられ、先に國會圖書館法が制定せられたのであります。然るに新國會第一回開會以來、國會立法の原則が未だに實現せられず、官僚立法が続けられ、そのために經濟安定本部、物價廳、その外行政各部において膨大な調査機關が維持せられ、且つ拡張せられる傾向さえあることは、すでに本院におきまして、しばしば痛烈に批判せられたところでありまして、ここにおいて國會圖書館を急速に建設し、その機能を整備することは、痛感せられておるのであります。然るに國際的にはすでに御承知のごとく、アメリカ合衆國の國會圖書館、コングレス・ライブラリーは、これらの点において世界的に成績を挙げ、各國の模範となつております。第一回國會開會以來、本院

圖書館運営委員會は、このアメリカのコングレス・ライブラリーの歴史、その現状、その組織、その機構、その現実の機能の事情について詳細なる研究を続け、學ぶところ実に少くなかつたのであります。コングレス・ライブラリーにおいては、議員が法案の審査に當り、必要な資料又は調査を圖書館の調査立法リファレンス部に要求すれば、直ちに、或いは数分、或いは数十分、又は数日、その問題の性質によつて、最も急速にあらゆる資料又はその研究の結果の報告を手にする事ができ、かくて各議員は常に十分の調査の結果に基いて法案の審議に當ることができ、これが米國國會をして米國國民及び世界に對し重きをなさしめてゐることは誠に驚くべきに足るものがあります。これらの詳細なる研究を進めるにつれ、國會は實に國際的援助を得ることに成功し、現在アメリカのコングレス・ライブラリー副館長の要職に就くラッパ・クラップ君及び先に米國圖書館協會のプレジデントの要職におられたチアルス・ブラウン君を、我が國會圖書館建設に對する使節として迎へることができたのであります。

この貴重な援助を得て衆参兩院の圖書館運営委員會は、昨年十二月十六日以来年末年始の休暇を抛つて連日會議を開き、我が日本の現狀に基き、而も我が國及び世界の將來を考へ、我が國會の立法の基礎となるべき調査の重要任務を實現すべき國會圖書館、そして同時に食糧を極めておつた日本國民の圖書館文化を、國際的水準に引上げる任務を持つ國立國會圖書館の構想のために研究を続け、その間我が國におけるこれらの方面の權威識者の意見をも聴き、且つ我が國諸方面の調査研究機關、新聞社の調査部などを調査し、特に最近に至りましては、兩院法規委員會又圖書館運営委員會の委員諸君より貴重な討議をも受けて、ここに遂にこの法案が完成せられ、本日ここに國會に提出することを得ましたことは、委員會の一人として私の最大の光榮であります。只今參議院の圖書館運営委員會は、衆議院送附の法案につき最後の審議を行い、万場一致可決いたしました。

次に、國立國會圖書館法の各章について簡単に御報告申し上げます。眞理が我らを自由にする。この確信に立つて憲法の誓約する日本の民主化と世界平和に寄與すること、これが我が國立國會圖書館の設立の使命であります。この法案の前文はこれを明記しております。これは特に參議院の圖書館運営委員會において起草せられましたものが衆議院の同意を得て、前文に掲げられたものであります。

法案の第一章第二條は、國立國會圖書館があらゆる資料を蒐集し、國會議員の職務の遂行を助けると共に、行政並びに司法の各部門に對し、更に日本國民一般に對し、圖書館として奉仕することを規定しております。法案の第二章は、國立國會圖書館長が國會兩院議長に任命により、如何にしてこの重大任務を果たすべきかを各條に亘り規定しております。法案の第四章は、國立國會圖書館の運営についての國會の常任委員會及び國立國會圖書館と、行政及び司法の各部門におけるその支部圖書館との關係の調整についての連絡委員會につき規定しております。法案の第六章は、國立國會圖書館の主要任務たる國會、その常任委員會及び國會議員の立法のための調査の機能につき詳細を規定しております。法案の第七章は、國立國會圖書館が、行政及び司法の各部門における調査資料の圖書館を支所として、如何に活動すべきかを規定しております。法案の第八章は、國立國會圖書館がその主要任務たる國會の要求を妨げない限り、一般國民の圖書館文化の中心たるべきことを規定しております。以上がこの法案の要点であります。

次に、この法案と並んで提出せられております國立國會圖書館建築委員會法案は、國立國會圖書館の重大且つ複雑の機能を能率的に果たすために、如何なる建築上の條件を備えなければならぬか、その完全なる準備を使命とする委員會につき規定しております。この國立國會圖書館法案並びに國立國會圖書館建築委員會法案につき、與えられました各方面からの援助につき、なかならず使節を通じて寄せられたアメリカ合衆國國民の友愛に對し、ここに最も深き心からの感謝を捧げ、これを許されたのであります。(拍手)

これらの法案によつて國立國會圖書館は、なかならず民主日本、文化日本、國際平和日本の、國の最高唯一の立法機關たる我が國會の議員各位が、日本を一刻も早く再建し、長く國民の安全と平和とを守る立法のための調査機關たるの重要任務を、必ずや誤りなく果すことを固く確信いたしました。これら委員會の審議の結果を報告し、これら

の法案につき本院の議員各位の十分な討議を仰ぐ次第であります。

尚本日この議場に、これらの法案につき一ヶ月余に亘り、連日友愛の援助を送られることを惜しまなかつたアメリカ使節両君が傍聴に見えておられることを御報告いたして置きます。

〔拍手起る〕

日本の久しき官僚主義に対する我が國会の民主主義の勝利のために、戦争に苦しみ、今インフレーションに苦しむ我が國民の安全と幸福とを守る立法の基礎たる調査の確立のために、本法案の採決を諸君の賢明なる御判断にお委せいたします。以上を以て報告を終わります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がございす。堀真琴君。

〔堀真琴君登壇、拍手〕

○堀真琴君 私は三つの理由からこの法案に賛成いたす者であります。

第一に、この法案は我々議員の立法活動の基礎となるものの研究調査について、有効なる規定を含んでおるといふことであります。言うまでもなく、図書館の任務と申しますものは、單に圖書や資料を蒐集し、或いはこれを整備するということだけではないのであります。それらの集められた圖書なり資料なりを、我々が有効にこれを活用するといふところにあると思ふのであります。従つて図書館を設けますにつきましては、單に圖書、資料を蒐集整備するだけでなく、これに附随して我々の立法活動を助けるものの調査機関を整備しなければならぬのであります。然るに我が國のこれまでの國會圖書館におきましては、そういう設備が

ないことは勿論のこと、我々の調査活動を十分ならしめるための圖書、資料につきましても、必ずしも完全に蒐集整備が行われておつたとは考えることができないのであります。

本法案におきましては、この我々の立法活動の基礎となる研究調査につきまして、十分にその資料乃至は圖書を蒐集整備するばかりでなく、我々の立法活動を助けるための調査機関も國會圖書館法によりまして設置せられることになつておるのであります。尙立法審査局或いは専門の調査員というものが設けられるばかりでなく、更に一切の圖書、資料を蒐集するために、納本制までも規定されておるのであります。従来はこの納本制は御承知のように、内務省の警保局において行われておつたのであります。今後は國會圖書館においてこれを行うのであります。而も内務省の警保局のごとく、無償においてこれを行うといふのでなく、代償を以て納本制を確立しているのであります。これが私の第一の理由であります。

第二の理由としましては、國會圖書館、各行政部門の圖書館、司法部の圖書館、これらが統一連絡ある規定を設けられたことであります。御承知のように、従来の行政各部の圖書館は、それぞれ別個に設けられていた。司法部の圖書館も亦政府の圖書館からは独立に設けられておる。國會圖書館に至りましては、衆議院、参議院それぞれその組織、その運営の仕方が異つていたのであります。こういうようなことで、統一連絡ある國會議員政府職員、

裁判官の調査活動というものは全然できないのであります。本法におきましては、この三つの機関のそれぞれが職員が十分に統一連絡ある調査活動を行うことができるようになるのであります。即ち組織の上から申しますと、國會圖書館がいわば中央の圖書館であり、行政各部の圖書館、司法部の圖書館はそれぞれ支部圖書館として運営されるのであります。そしてそれらの各部門の圖書館の連絡調整機関として、連絡調整委員会が設けられることになつておるのであります。更に運用上から申しますと、政府各職員、國會議員、裁判官はそれぞれ國會圖書館を利用するばかりでなく、各自資料の交換であるとか、或いは調査の交換であるとかいふことができるようになります。従つて我々がこれまでば／＼に行なつて参りましたところの調査活動が、この國會圖書館法によりまして、統一連絡ある調査活動が行われることとなつていふのであります。

第三に、私が本案に賛成いたしますのは、この國會圖書館が國民一般に対して研究調査のサービスを提供するといふことであります。勿論國會圖書館はその性質上から申しまして、我々議員の立法活動、政府職員、司法部員の研究調査のために役立つものであります。一般に對しましては、調査研究のための十分な機関として役立つものでなければならぬのであります。本法案はこの点について明瞭に規定してあるのであります。尙上野の圖書館につきましては、これ亦來年の二十四年の四月一

日までに國會圖書館に編入されることになつておりまして、行く／＼は東京都に移管されまして、都民の圖書館として十分に役立ち得るものとなつていふのであります。私はこの三つの理由からして本法案に賛成いたす者であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 岩本月洲君。

〔岩本月洲君登壇、拍手〕

○岩本月洲君 私は只今上程されました國立國會圖書館法並びに建築法案に満腔の賛意を表する者であります。その理由といたしますところは、第一に、只今堀議員からのお言葉もありましたように、立法機関、行政機関、裁判所、そのおの／＼が職能を遂行して参ります上に、この圖書館が生きた一つの働きを持つといふことであります。この事柄に関しまして、先ず私共は、國會が開会されました以來渴望いたしておりましたものは、一日も早く國會圖書館が設立されて、私共の職能を万全に遂行することができるようになることとございしました。何故かと申しますと、私共は國會議員といたしまして、現在まではその職能を果して行くについて、実は手なし足なしの状態をやつて参つたのであります。甚だ不便の上もない状態で、一つの事柄を調査いたしたしますのも、個々の我々が個々の僅かな機關を利用して調査をする。例えば補助員を使つて調査をせしめる、乃至は委員会に附屬してあります専門調査員の手を煩わすという程度であつたのでございしますから、おの／＼からその資料も甚だ貧弱であり、その量も質も全く貧弱であつたのでござい

いたしますが、この法案に盛り込んでおります内容によりまして、全く圖書館の持ちます内容は、私共國會議員が國會議員としての職能を果して行く一つの原動力となる。調査部門におきましては亦立法の草案起草について、この法案の第十五條の内容に示されておりますように、実に万全に私共が立法の職能を果して行くことのできるような立派なものであると云ふことができましよう。又次に今までの國會が國會としての独自の職能を発揮することができなかった。何故かと申しますと、調査にいたしましては、又は蒐集いたしましたところの資料にいたしましては、それは殆んど官僚から當てがわれたものによつて動かされておつたのであります。その調査機關が、乃至資料蒐集が、國會圖書館法によりまして、この圖書館の調査局乃至立法レファレンス局ともいふべきいわゆる立法参考局によつて、自由自在に、而もそれが便利であるばかりでなく、充実したところの内容のものを我々に提示してくれることができる。こういうことにおいても、私共はこの法案を見るに、今までこういうものなしに我々が職能をやつていたといふことが、実に不思議な程であります。この法案によつて圖書館が設立されて、初めて我々は職能を発揮することができるといふことが領ける程であります。同時に私共國會議員がたま／＼世評に勉強が足りないという評を受けまう。現在のようないわゆる四階の片隅に抛り上げられてゐるような圖書館、そういうものではなくて、日本の政治の原動力となる、生きた動脈のよ

りに動く國會図書館が、この國會の直ぐ傍に設立されましたならば、國會議員が勉強しないという、この惡評から我々は免れることができる。もつと言え、本當に勉強のできる機關がここにできるということは、私共にとつては喜びの中の喜びでなくてはならないと思ふのであります。而もこの法案がアメリカの貴重な經驗からして示唆されたものでありまして、それを練り上げて、そしてここに私共の國立國會図書館法として上程されましたことは、実に御同慶に堪えないのであります。

この法案によつて立法行政に圖書館の貢獻するところは万全の内容を持つておるといふことを私共信じて、満腔の賛意を捧げて止まないものであります。同時に、この圖書館法の設立と共に建築委員會法というものが上程されてあります。一日も早くこの建築委員會法の設立が、私共の眼前にこの圖書館の設立が早められんことを希う次第であります。一言以て賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論は終局したものと認めます。これより同案の採決をいたします。同案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて同案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) お諮りいたします。本日の議事日程に記載いたしました羽仁五郎君外五名發議の同案は、只今本院において可決せられました衆議院提出國立國會図書館法案及び國立國會図書館建築委員會法案と同一の事件と

認め、これを議事日程より削除いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 在外同胞引揚問題に關する特別委員長より、先に議員を派遣して調査した北海道及び東北における在外同胞受入態勢について、その結果を報告するため發言を求められました。つきましては、御異議なければこの際これを許可いたします。在外同胞引揚問題に關する特別委員長中平常太郎君。

〔中平常太郎君登壇、拍手〕

○中平常太郎君 先に第二回國會におきまして、十二月十一日の院議を以ちまして、議員淺岡信夫、木下源吾、北條秀一、山田節男の四氏は北海道に、木内キヤウ、千田正、穂積眞六郎の三氏は東北、宮城、岩手、青森、秋田の四縣に、海外引揚同胞受入の状況調査のために派遣いたしましたのでござ

います。が、東北は十二月十九日より二十日、北海道は十二月十九日より二十日、それ〴〵目的の地に於いて觀察いたしました。院議決定の日程と多少の相違がござりますが、これは必通事情の悪化と降雪のためでありまして、何とぞ御承認をお願いいたしたいのでござります。特に申し上げたいのは、この嚴寒時における引揚者の實際的受入とその生活状態を觀察するため、各議員が十二月のあの寒い休会中、而も年末に僅かな期間を各自宅にもいられませずして、

わざ〴〵東北、北海道の寒冷地向つて出張を願つたことは、その御熱意に對し感激に堪えないものがあるのござります。(拍手)

この出張の目的は、先に第一回國會におきまして政府から改めて、掃りまする引揚者三万人のその受入設備に對して、昨年十一月までに新たな施設を完了するといふことを厚生大臣が言明したのでございまして、その受入施設の進捗状況を寒冷と降雪のため若干遅延しておる等の有様であつたので、その進捗状況を調査し、又これを檢討し、且つそれを進捗せしめ、一方引揚者のこの寒空の生活状態を觀察せんとするにあつたのであります。

引揚者同胞受入施設の整備といふことは我が國の義務でありまして、且つは引揚促進について最善を盡されておりますところの連合軍當局の御厚意に對しましても、なさればならん當然の義務でござります。計画されました施設は、北海道が百六の市町村に百二十四ヶ所、收容人員は一万六千九百九十八名であり、東北六縣は七十六ヶ所、一万三千人でありまして、これらの施設は、調査當時即ち十二月二十五日現在におきましては、北海道地区は七五%、東北地区は八〇%の完了でございまして、それから考へて見ますといふと、當時急いで施設しておりましたか、一月末におきましては全部完了しておるものと思はれるのでございまして、青森のみは降雪等の關係で幾分遅延しておりましたが、これも一月末までは完了の予定になつておるのであります。これらの施設は全部既存建物を利用したものであるために、附屬の施設に對しまして、井戸とか浴場などにおいて若干の不備がござりますが、但し採暖、いわゆる火鉢のごとき採暖器具、或いは燃料、一般の家庭配給基準量は先づ〴〵確保されております。引揚者の特殊事情などもよく購ぜられました。緊急措置といたしましては適切であると判断し得たのでございまして、各府縣並非常に苦心を拂つております。三万人の受入施設もほぼできておるのに、昨年十二月六日到着の引揚船を最終といたしまして冬期の引揚は打切られました。設備はできた、人は掃らない、一部分の人は掃つて來ないといふふうになりました。無緣故者のみを入れる筈であつたその施設に對しまして、緣故先に定着する予定であつた者まで一應そこに收容しておるような状態がござります。その結果四月の解氷期に相成りまして、どしどし掃つて参りますことに相成ります。いと、施設の面におきまして不足を生ずるような結果を見るのであります。が、これに對しましては先般政府におきまして、急速に実行すると宣明されておるのであります。

更にこれら受入態勢の一つといたしまして、縣及び北海道の輿論について述べたいと思ふのであります。

東北六縣中、觀察は四縣でありましたが、今次の受入れにつきましては、異常なる熱意を示しておられることと、施設の微細なる点にまでよく注意が拂われておることによつても判断し得たのでござります。北海道は、樺太、千島方面の引揚者の中八〇%は北海道内に定着する者と考へられておりま

す。又滿州の開拓民も、大部分は道内に定着を希望しておると考へられております。元來北海道はこれまでの人口は御承知の通り僅かに三百余万でありまして、鉄道沿線以外は誠に大部分が廣漠たる原野でござります。シベリヤその他北ヨーロッパ地方のことを考へるなれば、敗戦後の人口の異常な密度にあるところの日本國民が、この北海道に積極的入植計画を立てないといふことは、國家の怠慢であると私は信ずるのでござります。(拍手)從つて北海道當局におきましては、無緣故者の大部分は北海道に受入れるべきであるといふ積極的な意圖を明らかにしておられます。このために差当り一万七千五百戸の應急施設を計画しておられますことは、誠に當を得たことと喜んでおる次第でござります。

以上によりまして認識し得るやうに、北海道の輿論は、北海道開發の主體的條件と、又一つは引揚げ人口処理の國內の客觀的情勢とから考へまして、これらの無緣故者の北海道受入れについて堅実なる熱意が高揚されておるといふことは、引揚げ問題の將來に大きな暗示を與えておるものと言ふべきであると存するのであります。從來北海道は土質、氣候等によりまして、南方よりの入植は相當困難でありましたが、引揚者も樺太、千島、滿州、北鮮などで、氣候には十分馴れております。寒冷に処するの途を知つておる。又生産方面におきましては、適地における適種の栽培に對する経験もありまして、十分なる土地を與へ、保護をするなれば、極めて好適なものと私は信ずるのでござります。これが總括的の

御報告でございますが、各縣に亘りまして調査報告はこんな沢山参つておりますけれども、これを圧縮いたしまして極めて簡単に各縣の様子を申し上げます。

宮城は、劇当千人でございますまして、現在四百四十人滞っております。施設は三ヶ所、白菊寮、愛子寮、樟寮でございます。建築はバラックと旧兵舎でございます。縣、市、学生連盟、引揚者連盟などの輪流でお出迎えなされて、寮へ搬送し、親切に炊出しなされておられます。滞留後一週間の間は医療班の巡回診療などをしていたしております。就職の方面におきましては、現在九十四名、鞍山方面に就職いたしております。あとは日稼ぎの状態でございます。共同作業場の計画も宮城にありますが、予算、資金の関係でまだ実現はいたしておりません。大体今度の三万に対する御報告でございますが、どの縣にも十万人に近いところの、或いは五万、八万の引揚者を皆包容いたしておりますことは、これは申し上げるまでもございせん。但し今度私が申し上げますのは、新しい三万の分に対して申し上げますから御了承願います。川渡の元軍馬補充所、舟岡の海軍火薬所あたりは國庫から拂い下げて、十分なる施設をして今後に備えなければならぬものであると存じます。

次に岩手縣としては、二千五百、四百世帯でございます。收容は旧兵舎で四千七百坪の所を施設いたしております。只今その兵舎は五〇%收容し得るような設備が完了いたしております。あとはどしどしできて行きます。

るのであります。百五十万円程その施設には不足を來し、國庫の補助を要望いたしております。疊一枚二円で貸しして家賃を取っておりますが、これが一年約十万円になるものであります。これは私は当分無料にすべきではないかと思っております。岩手縣は引揚者に対して非常に親切で、青森からの連絡次第にわざ／＼青森まで出迎えに行かれ、主食、調味料なども即日配給されて、援護物資などは、國庫補助以外に岩手縣保有の物資を倍以上引揚者に給與せられており、引揚者は一般に非常に感謝しております。但し入浴設備が未だに不備な点があることは残念でございます。

青森縣は、連絡所は所員が十四名で、非常に熱心に事務を処理しております。これは御承知の通り函館よりの輸送の任に當つておるが、列車輸送の円滑を欠く等の事態に処するために、蓮華寺に待機所、市内に旅館二ヶ所、病院一ヶ所を指定せられております。併し昨年の体験より見ますに、青森の上陸者は帰國を急ぎまして、遠方のお寺などには行かない、これを利用しない、従つて駅の構内で一日千人から千三百人がすし詰めにたつて、構内から溢れて、誠にその混雑は実に名状すべからざるものが昨年であつたのでございせん。ここではどうしても構内に今一層緊急の待機施設をなすべきだという要望が非常に強くございまして、視察者におきまして、これを痛感されて帰られたのであります。青森縣は七百十九世帯、二千二百人でありまして、實際は今回帰つた分はまだ一名も受入れておりません。これは青森が内地の北門

に當つておりました。北海道から帰る引揚者、又南方から北海道に渡る者などで随分混雑いたしておりますので、後から帰る者を入れるつもりで、この三万人の中の者はまだ一名も收容いたしておりません。青森の当局におきまして開きましたところによりまして、通過する者が一日千人から八百人、それがたかく夜中が多ございまして、これはために上陸第一歩の印象を悪くしてはいけないというので、万全の処置を取つております。昨年のごときは医療及び湯茶、味噌汁、握り飯など非常に努力を拂われて、その待機の人々に給與しておりましたが、現在では資金關係でお湯とお茶のみになつております。市内の旅館二ヶ所は二百人くらいしか收容ができませんので、これは優先的に婦女子を入れております。如何にしても駅の構内に早く一時的待機所を造る必要があるでございせん。

秋田縣は、百四世帯でありまして八百名、施設は水害のために遅延いたしております。秋田市から一里程の所に造船工場がありまして、それを専ら使つておりますが、三百七十万円の施設を以てやつておりますが、大部分でできて行きつづありますが、入浴施設などがまだ急がれております。配給品は大体行渡つておまして、生活に直接の難儀はないようでございせん。農業者の勤勞意欲は佳良であります。現在では大部分日稼ぎの状態であります。一時秋田縣民との間に摩擦がありました。現在では大体落着いて参りましたが、引揚者の中から町村長になつた者もある程でございせん。生業の援護につきましては、漁業と海運關係などに

重点を置かれておられます。未だこれから後三百万円ぐらゐの援助を以て引揚者のために働かねばならんという縣の方針でございせん。次は函館、函館援護局は埠頭の上陸所に四つの寮で六千二百人の收容力を備えております。ここにちよつと申上げておきますが、舞鶴の方は主として九五%までが未復員者でございまして、青年でございまして、函館におきましては反対に九五%までは一般引揚者でございせん。上陸所は検校、検診、消毒、又援護給與から遺骨その他荷物の託送、又一般引揚者、復員者、或いは道内へ入る者、本州へ帰る者、人も荷物も一々區別しなければならぬので、非常に複雑多岐な事務を函館は処理いたしております。一日一千人の消化能力が標準であります。解氷期になりましたら約二倍、三倍の人員が滞つて來ることになると存じますが、非常に熱心にその覚悟を以てやつておられます。四つの收容所はいずれも遠方でありまして、四キロから八キロございせん。それで連絡輸送は全部トラックであります。進駐軍の援助で十五合のトラックが入手できましたが、全部後輪ダブルになつていないために、輸送力が十分でないため、四合を上架をして、そのタイヤを取つて轉用しておる状態でございます。今後輸送用充實のために十分努力を拂わねばならんことを覚悟しておられます。ともかく函館は受入のために多大の経費を負担せられ、各階級の方々が物心両面の總動員を以て援護に當つておられることは誠に感謝すべきことと存するのであります。

青函輸送つまり、青森、函館間の輸送であります。現在千人から千三百人でありまして、特別連絡船の増発を極力要望されておる状態でございます。小樽市、小樽市は千三百九十人の收容の予定でありまして、收容施設は完了いたしております。十一ヶ所の寮で、この費用も道費が二百六十八万円、小樽市民の寄附が五百五十万円、尙あと小樽市民が五百五十万の寄附を募集しておられるようでありまして、受入施設に對しまして誠に熱心で、現在收容せられておるところの人々は大変にその親切に對して感謝しております。ことに、この小樽市の親切が判明することと存じます。

札幌市は旧兵舎に二千二人でありまして、更に改造して三千人を増加する見込であります。何かの設備もよろしいが、何さ兵舎でありますために天井が高いので、保温設備ができませんために、中二階を造つてはという構が持ち上つておりました。豊平町は人口二万六千位の所でありまして、千二百人を引受けておられます。尙且つあと無縁故者を二千八人引受けておられるようでありまして、非常に熱心にやつておられます。豊平町といたしましては、費用は大部分地元が負担しておられますが、これは特に國庫の補助の要があらうと痛感いたしましたのであります。旭川は四十四世帯、それから七十九世帯と二つでありまして、これは二十二年度中に七寮、二百六十五世帯まで入れる予定でございせん。臨時收容所には生活不能者のみを收容しておられますが、折柄お正月にもなるので、餅

などを配付せられて行届いた援護振りであります。

室蘭は千四百四世帯で四千三百八十一人、これに対し三千坪の遊休建物を買収して集團アパートの計画中であります。同市も受入に對しましては極めて積極的でありまして、授産輔導についても熱意を以て働きつつおられるようであります。

これを總括して申し上げますと、現在受入態勢は臨時的、應急的で、決して根本的ではないのであります。即ち今後は個別に、適材適所に配置移動が行われるものと思われまゝ。又恒久対策といつたしましては、歴大なる人口を消化するため、北海道入植の外に、政府は國內到る処にある干拓事業によりて土地を増加し、生産を増強せしむる具體的な方策を樹立いたしまして、多数の引揚者に前途に希望のある力強いスタートを切らすべきであると思つてあります。而して從來のように受入地区に莫大なる負担を掛けさうなことでない。合理的に國家において十分考慮を拂うべきであると思つてあります。又配給物資につきましても、調査したところによりますと、蒲團一枚が三千円であつたのであります。が、かくのごとき高價な蒲團では引揚者は到底堪えられない。一應こういう必需品は、裸で歸つたところの同胞に對しましては無償で配給することが原則であると思つてあります。これを骨子といつまして計画を立て、當農資金、住宅資金、或いは住宅提供、入植後は臨時生活資金又は生業資金の増殖等によりまして、引揚者六百万人の勤勞意欲を復活せしめ、その

腕と勇氣と技術とを活用せしめ、以て再建日本の更生促進のために惜しみなくその心身を用いしめるように、積極的な考慮を拂うべきであると痛感する次第であります。(拍手)

尙この視察におきましては、北海道その他各縣から精切なる各種の要望がありました。が、これらの要望につきましては、特別委員会におきまして十分研究して、將來成案を得たいと考えております。右極めて簡単にありますが、御報告を申し上げます。失礼いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて本日の議事は議了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

出席者は左の通り。

議員

中西 功君	板野 勝次君
濱田 寅藏君	廣瀬與兵衛君
國井 淳一君	藤田 芳雄君
千田 正君	阿竹齋次郎君
羽仁 五郎君	岩間 正男君
星野 芳樹君	池田 恒雄君
川上 嘉君	佐々木良作君
竹下 豐次君	尾崎 行雄君
木下 辰雄君	江熊 哲翁君
石川 準吉君	高田 寛君
久松 定武君	河野 正夫君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君
伊達源一郎君	來馬 琢道君
松村眞一郎君	姫井 伊介君

伊藤 保平君	小宮山常吉君
町村 敬貴君	寺尾 博君
飯田精太郎君	小杉 イ子君
川上 嘉市君	藤野 繁雄君
米倉 龍也君	田村 文吉君
岡部 常君	岩男 仁藏君
青山 正一君	徳川 宗敬君
矢野 西雄君	三島 通陽君
田中耕太郎君	鈴木 直人君
岡本 零祐君	玉置吉之丞君
高橋龍太郎君	東浦 庄治君
佐藤 尚武君	村上 義一君
楠見 義男君	下條 康鷹君
佐佐 弘雄君	中村 正雄君
中平常太郎君	木村福八郎君
堀 眞琴君	松下松治郎君
丹羽 亘郎君	赤松 常子君
金子 洋文君	藤井 新一君
三木 治朗君	大島農夫雄君
木下 源吾君	門田 定藏君
原口忠次郎君	宇都宮 登君
井上なつゑ君	原 虎一君
山崎 恒君	岩本 月洲君
九鬼紋十郎君	島 濱君
安部 定君	岡元 義人君
三好 始君	吉川末次郎君
植竹 春彦君	油井賢太郎君
園田喜久治君	平野善治郎君
入交 太藏君	高橋 啓君
小林 勝馬君	深川タマエ君
木内キヤウ君	高良 とみ君
門屋 盛一君	深川榮左エ門君
星 一君	水橋 藤作君
大島 定吉君	村尾 重雄君
岩崎正三郎君	齋 武雄君
佐々木鹿藏君	鬼丸 義齋君
岡田 宗司君	森下 政一君
小泉 秀吉君	中井 光次君

木内 四郎君	櫻内 辰郎君
北村 一男君	淺岡 信夫君
堀 末治君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
寺尾 豊君	柴田 政次君
大野木秀次郎君	小林 英三君
板谷 順助君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	平岡 市三君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君
西山 龜七君	木樽三四郎君
橋本萬右衛門君	池田七郎兵衛君
左藤 義詮君	小串 清一君
水久保甚作君	平沼彌太郎君